

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画  
第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月～令和3年3月)

令和2年3月27日公表

令和2年5月18日一部改正

令和2年6月4日一部改正

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、はえ縄漁業及び一本釣り漁業並びに定置漁業により、日本海で漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

## 第2 くろまぐろの漁獲可能量について山形県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	14.7トン
くろまぐろ 30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	11.8トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれがあると認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に本県の知事管理量が変更されることとなる。

### 第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は海域別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業の割当量	14.5 トン	11.7 トン
本県の定置漁業の割当量	0.2 トン	0.1 トン

(注) 漁船漁業とは定置漁業以外の漁業をいう。

漁船漁業の海域別の割当量は次のとおりである。

海域	小型魚	大型魚
飛島地先水面	4.051 トン	- トン
酒田・遊佐地先水面	2.716 トン	- トン
旧鶴岡市地先水面	2.589 トン	- トン
旧温海町地先水面	5.144 トン	- トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は海域別の各数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は海域ごとに大型魚と小型魚の別に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 1 通常報告体制

漁業協同組合は本県に対し、漁船漁業、定置漁業のいずれにおいても、数量の積み上がりに関わらず、年間を通じてくろまぐろの水揚げがあった日ごとの採捕の数量を報告することとする。

この報告結果は、適宜、集計値を漁業協同組合等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

#### 2 緊急報告体制について

① 漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
山形県漁業協同組合	漁船漁業	・全県で小型魚又は大型魚のどちらか 1日 500 キログラムを超える量の採捕

定置漁業	・全県で小型魚又は大型魚のどちらか 1日 50 キログラムを超える量の採捕
------	--

② ①の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県への連絡
山形県漁業協同組合	・各漁業者は、各地区代表者に電話等で連絡	・地区代表者は、漁協指導課に電話等で連絡	・漁協指導課は庄内総合支庁水産振興課に電話等で連絡

※ 漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合、小型魚又は大型魚の別に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚もしくはその両方のくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
定置漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚もしくはその両方のくろまぐろの生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。

④ 本県は、知事管理量の7割を超えた後、①の採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

### 3 採捕の数量の公表について

(1) 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量の7割を超える、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

#### 4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

##### 【漁船漁業】

- (1) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・毎週土曜日は当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (2) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・毎週土曜日及び休市日にあたる火曜日は当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・操業隻数や投縄数の抑制に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体は放流する。
- (3) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・当該くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で当該日の操業は切り上げる。
- (4) 漁協は(1)から(3)の取組状況について、くろまぐろの漁獲があった漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

##### 【定置漁業】

- (1) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・毎週土曜日は網起こしをしない。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (2) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・毎週土曜日及び休市日にあたる火曜日は網起こしをしない。
  - ・大量入網があった以降、垣網撤去に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (3) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるととき
- ・毎週土曜日及び休市日にあたる火曜日は網起こしをしない。
  - ・大量入網があった以降、垣網撤去に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体は全て放流する。
- (4) 漁協はくろまぐろの入網が確認された場合には、(1)から(3)の取組みについて履行状況を記録し報告するものとする。

## 5 遊漁者及び遊漁船業者（以下「遊漁者等」という。）の管理について

- (1) 本県は、管内の漁業者への管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者等に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

## 第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

### 1 採捕の停止命令について

- (1) 本県の採捕数量が原則として第2の知事管理量の小型魚又は大型魚の別に9割5分を超えており、又は超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (2) 本県の採捕数量が原則として第3の採捕の種類別又は海域別の数量の9割5分を超えており、又は超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (3) 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該知事管理量が変更された時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (4) 遊漁者等による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者等に対し、漁業者と同様の指導を行う。

### 2 配分量の融通について

- (1) 本県は、他の都道府県と配分量の融通を行う場合、融通数量が確定した段階で第2及び第3の数量を調整する。
- (2) この場合、調整後の数量は、その後に開催する最初の山形海区漁業調整委員会に報告する。